

# 京 都 府 報 告 資 料

## ■宇治児童相談所における児童虐待相談受案件数〔令和3年度〕

### 1 受案件数の年次推移

児相名	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	31(R元)	R2	R3	対前年
宇治児相(本所)		308	321	265	281	293	378	503	557	675	640	598	93.4%
同上(京田辺支所)				233	251	258	340	344	488	682	622	657	105.6%
宇治児童相談所計 (南部家庭支援センター)		308	321	498	532	551	718	847	1,045	1,357	1,262	1,255	99.4%
(参考)府児相計		619	732	964	1,121	1,120	1,502	1,663	2,104	2,547	2,448	2,576	105.2%

### 2 経路別受理状況

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	市町村	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	その他	再掲 (きょうだい受理)	合計
R2	48	21	139	12	120	0	1	9	6	683	26	197	121	1,262
構成率(%)	3.8	1.7	11.0	1.0	9.5	0.0	0.1	0.7	0.5	54.1	2.1	15.6		100.0
R3	43	12	123	6	108	0	0	13	2	729	28	191	119	1,255
構成率(%)	3.4	1.0	9.8	0.5	8.6	0.0	0.0	1.0	0.2	58.1	2.2	15.2		100.0

### 3 主たる虐待者

年度	実父	実父以外父親	実母	実母以外母親	その他	合計
R2	548	50	607	41	16	1,262
構成率(%)	43.4	4.0	48.1	3.2	1.3	100.0
R3	598	61	557	17	22	1,255
構成率(%)	47.6	4.9	44.4	1.4	1.8	100.0

### 4 虐待の種類別受理状況

年度	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
R2	233	10	244	775	1,262
構成率(%)	18.5	0.8	19.3	61.4	100.0
R3	239	7	149	860	1,255
構成率(%)	19.0	0.6	11.9	68.5	100.0

### 5 年齢別受理状況

年度	0~3歳	3歳~学齢前	小学生	中学生	高校生等	合計
R2	251	264	386	224	137	1,262
構成率(%)	19.9	20.9	30.6	17.7	10.9	100.0
R3	220	262	411	229	133	1,255
構成率(%)	17.5	20.9	32.7	18.2	10.6	100.0

### 6 危険度別受理状況

年度	不明/非虐待	危惧	軽度	中度	重度以上	合計
R2	47	330	699	169	17	1,262
構成率(%)	3.7	26.1	55.4	13.4	1.3	100.0
R3	9	389	689	145	23	1,255
構成率(%)	0.7	31.0	54.9	11.6	1.8	100.0

## <参考> 京都府における児童虐待施策の主な取組

【平成20年度～令和3年度(主なもの抜粋)】 ※丸数字は年度

- ▶ 「要保護児童対策地域協議会」の府内全市町村での設置<sup>⑳</sup>  
市町村における関係機関のネットワークの整備により連携した対応を推進
- ▶ 「家庭支援総合センター」の開設<sup>㉑</sup>  
児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を統合し、家庭問題に総合的に対応する体制を整備 ※市町村支援や研修による資質の向上を機能として位置付け
- ▶ 「宇治児童相談所京田辺支所」の開設<sup>㉒</sup>  
京都府南部地域において、よりきめ細やかな子どもの相談体制を整備し、身近な地域で児童虐待事案や子どもに関する相談に迅速に対応するために開設
- ▶ 子育てピアサポートセンターの設置<sup>㉓</sup>  
子育て世代を支援する子育てピアサポートセンターを設置、母子保健との連携により、児童虐待の発生子防・早期発見
- ▶ 「子ども虐待対応マニュアル」による府児童相談所と市町村等の関係機関連携の強化<sup>㉔</sup>  
虐待対応における対応の方法や、関係機関との役割分担について整理することで、相互の連携強化
- ▶ 京都府警と情報共有に関する協定を締結<sup>㉕</sup>  
虐待の早期発見と重篤化に対応するため、京都府・京都市・京都府警の3者で協定を締結し、情報共有の体制を強化
- ▶ 「赤ちゃん応援隊」活動への助成<sup>㉖</sup>  
地域の子育て経験者などが乳児のいる家庭を訪問し、見守り支援を行う体制を整備することで、子育て家庭の孤立化を防ぎ地域の子育て力を向上
- ▶ 「児童虐待・DV防止連携推進員」の配置<sup>㉗</sup>  
児童虐待とDVが絡み重篤化することを未然に防止するため、市町村などにより一層の連携強化を担う職員を各家庭支援センターに3名配置
- ▶ 福知山児童相談所の改修工事完了<sup>㉘</sup>  
隣接する河川の拡幅工事に伴い、平成31年4月から改修工事を実施。一時保護所を全面改築し、男女別エリア化や間仕切り設置による個室化等、一時保護機能を強化
- ▶ 要保護児童等に関する情報共有システム(国整備)の稼働に伴う府システムの改修<sup>㉙</sup>  
転居ケース等における対応の効率的・効果的な実施に向けたシステムを整備

【令和4年度】

- ▶ 「京都府子どもを虐待から守る条例」の施行  
令和2年10月に「児童虐待防止強化対策検討会」を設置し、改めて虐待防止に向けて取り組む起点となるよう条例を制定(4月1日施行)
- ▶ 児童相談所への児童福祉司等の増員  
平成29年度から計画的に増員し、6年間で児童福祉司と心理判定員あわせて34名(④6名増員)の大幅な増員
- ▶ 性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携強化  
性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)の24時間対応を令和4年4月から開始し、性的虐待相談体制を充実
- ▶ SNS相談体制の整備  
虐待を受けている子どもや子育てに悩みを抱える保護者等が、より相談しやすい環境をつくるため、SNS相談の体制を整備(予定)
- ▶ 子どもの意見表明支援体制の整備  
児童相談所で一時保護している子どもの権利を守るため、弁護士等の第三者が子どもの意見を聞き取り、子どもの意見表明をサポートする体制を整備(予定)

【本報道発表に関するお問合せ】

健康福祉部家庭支援課 課長 野木 電話 075-414-4592





## 【ねらい】

虐待が減少しない現状を踏まえ、社会全体(オール京都)で子どもを虐待から守る取組を強化し、全ての子どもが夢や希望を持ち成長できる京都府づくりを進める。

## 【主な内容】

### 基本理念等

- 子どもの生命を最優先
- 市町村、関係機関、支援団体等との連携・協働 等

### 一体的な施策推進

未然防止・早期発見・早期対応

- 母子保健事業との連携強化等による支援の充実 等

虐待を受けた子どもへの支援

- DV、性暴力で被害を受けた子どもへのケアを強化
- 子どもへ意向を確認することによる適切な措置

再発防止

- 虐待が繰り返されないよう保護者への支援を強化
- 地域における見守り活動の充実

自立支援

- 施設入所中から退所後までの切れ目のない支援

### 支援体制の強化

- 府児童相談所の機能強化や人材の育成 等

## 【特徴】

○保護者への支援など、未然防止や再発防止の取組を強化

○虐待による将来の心身への影響を解消するため、心のケアなど支援を徹底

**全国初**

性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)と密接に連携し、性的虐待への対応を強化

## 京都府子どもを虐待から守る条例の概要

区分	ポイント	狙い
前文	子どもを虐待から守る施策、取組及び支援体制を一層強化	様々な取組をもって虐待が後を絶たないことから、社会全体で全ての子どもを虐待から守ることを改めて決意し、各主体の役割を明らかにすると共に、取組を一層強化
【第1章】 総則（定義）	条例における用語の意義	(1)子ども、(2)保護者等、(3)虐待、(4)関係機関等、(5)支援団体、(6)府民等をそれぞれ定義
基本理念	基本的な考え方の明示	虐待はいかなる名目上の理由があっても許されないとの認識の下、子どもの生命や最善の利益を社会全体で守る
責務・役割	府の責務	総合的な施策を策定。市町村及び関係機関等との連携・協働
	保護者等の責務	虐待、親権の濫用を禁止。養育困難や課題の解決のため、府、市町村その他の支援機関に支援を求めること
	府民等の責務	速やかな通告の義務。子どもを虐待から守ることに関心と理解を深めると共に、施策に協力
	関係機関等の責務	早期発見に努めると共に、それぞれの専門性を生かして府及び市町村等と連携して主体的に取組み、施策に協力
	支援団体の役割	子どもを虐待から守る取組を積極的に行うと共に、関心と理解を深め、施策に協力
【第2章】 第1節 未然防止	市町村母子保健事業等との連携	市町村が実施する母子保健に関する事業その他の施策と連携して妊娠、出産及び子育ての各段階に応じた切れ目のない支援
	医療機関への適切な受診	医療機関を受診していない妊婦その他の困難な状況にある妊婦を市町村、医療機関と連携して受診の機会を確保
	未然防止のための教育等	市町村及び関係機関等と連携して、虐待未然防止のための教育・啓発を行うこと、予期しない妊娠等により困難な状況に置かれる者をなくすために相談機関等を周知
第2節 早期発見及び早期対応	相談・通告しやすい環境整備等	虐待を受けた子どもが相談しやすく、発見した者が通告しやすい環境を整備すると共に、児童相談所長の行動規範、配偶者暴力への対応、子どもへの性暴力への対応を明記
第3節 虐待を受けた子どもに対する支援	虐待を受けた子どもへの安心・安全な養育環境の提供と意見尊重等の権利擁護	子どもが安全・安心に養育される生活環境としての家庭環境整備について各機関と連携。また、虐待を受けた子どもが自ら意見を述べる機会を確保
第4節 再発防止	保護者への支援と地域の見守り	府が市町村、関係機関及び支援団体と連携して行う保護者等への支援や見守り等地域活動の充実
第5節 社会的養護による 子どもの自立支援	社会的養護の充実のため、里親制度を推進し施設を整備	家庭的な養育の充実を図るため、里親制度の普及啓発や里親の育成を図ると共に、施設における家庭的養育環境を整備する
	自立に向けた継続的支援	施設入所・里親委託中から退所・解除以降も自立した生活を円滑に営むことができるよう、切れ目のない支援を行う。
【第3章】 支援体制の強化	児童相談所の機能強化と市町村等関係機関の人材育成等	児童相談所の機能・運営体制の強化、環境の整備と共に、府、市町村及び関係機関に従事する職員の研修等人材育成、府民等による自主的な活動団体等の育成 など
【第4章】 雑則	調査研究及び財政上の措置	府における施策推進のための調査研究及び財政上の措置

# 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第17次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和3年8月】

## 1. 検証対象

### (1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例72例（78人）を対象とした。

※（ ）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

区分	第17次報告			(参考)第16次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計
例数	56(35)	16(3)	72(38)	51(22)	13(2)	64(24)
人数	57(35)	21(6)	78(41)	54(22)	19(3)	73(25)

(未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。)

### (2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、平成31年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例13例（13人）を対象とした。

### 【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第16次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)			第2次報告 (平成18年3月)			第3次報告 (平成19年6月)			第4次報告 (平成20年3月)			第5次報告 (平成21年7月)			第6次報告 (平成22年7月)			第7次報告 (平成23年7月)			第8次報告 (平成24年7月)			第9次報告 (平成25年7月)			第10次報告 (平成26年9月)			第11次報告 (平成27年10月)			第12次報告 (平成28年9月)			第13次報告 (平成29年8月)			第14次報告 (平成30年8月)			第15次報告 (令和元年8月)			第16次報告 (令和2年9月)		
	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計															
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58	51	13	64
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65	54	19	73

## 2. 死亡事例（72例・78人）の分析

### （1）心中以外の虐待死（56例・57人）各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

- 死亡した子どもの年齢 「0歳」…28例・28人（49.1%）  
（0歳のうち月齢0か月児が11例・11人（39.3%））
- 主な虐待の種類 「身体的虐待」…16例・17人（29.8%）  
「ネグレクト」…13例・13人（22.8%）  
（「不明」…26例・26人（45.6%））
- 直接の死因 「頭部外傷」…7例・7人（18.4%※）
- 主たる加害者 「実母」…30例・30人（52.6%）  
「実父」…3例・3人（5.3%）「実母と実父」…4例・4人（7.0%）
- 加害の動機（複数回答） 「保護を怠ったことによる死亡」…9例・9人（15.8%）  
「しつけのつもり」…3例・3人（5.3%）  
「その他」…7例・7人（12.3%）
- 妊娠期・周産期における問題（複数回答） 「予期しない妊娠/計画していない妊娠」…20例・20人（35.1%）  
「妊婦健康診査未受診」…20例・20人（35.1%）  
「遺棄」…18例・18人（31.6%）
- 乳幼児健康診査の受診状況 「3～4か月児健康診査」の未受診者…6人（26.1%※）  
「1歳6か月児健康診査」の未受診者…1人（6.7%※）  
「3歳児健康診査」の未受診者…2人（22.2%※）
- 養育者（実母）の心理的・精神的問題等 「養育能力の低さ」…13例・13人（23.2%）  
「育児不安」…8例・8人（14.3%）  
「うつ状態」…5例・5人（8.9%）  
「精神疾患」…6例・6人（10.7%）  
（養育能力の低さとは、子どもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、子どもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている。）
- 関係機関の関与  
（重複あり） 児童相談所の関与ありが11例（19.6%）、市区町村（虐待対応担当部署）の関与ありが15例（26.8%）であった。  
児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方の関与ありが8例（14.3%）であった。  
何らかの機関（児童相談所、市区町村、保健センター等）の関与ありが39例（67.9%）であった。  
0か月児事例2人については関係機関の関与無しが2人であった。
- 要保護児童対策地域協議会 検討対象とされていた事例は11例（19.6%）であった。

## (2) 心中による虐待死 (16例・21人) 各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

- 死亡した子どもの年齢 「0歳」…4例・4人 (19.0%)  
「3歳」「13歳」…各3例・3人 (14.3%)
- 直接の死因 「出血性ショック」…5例・5人 (29.4%※)  
「頸部絞扼による窒息」…2例・2人 (11.8%※)  
「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」…2例・2人 (11.8%※)  
「その他」…5例・5人 (29.4%※) → 「失血死」 / 「包丁で刺された」…各1例・各2人 (11.8%※)
- 主たる加害者 「実母」…10例・11人 (52.4%)
- 加害の動機 (複数回答) 「保護者自身の精神疾患、精神不安」…4例・7人 (33.3%)  
「経済的困窮」…6例・7人 (33.3%)  
「育児不安や育児負担感」…5例・6人 (28.6%)
- 関係機関の関与 (重複あり) 児童相談所の関与がありが5例 (31.3%)、市区町村 (虐待対応担当部署) の関与がありが6例 (37.5%)であった。児童相談所と市区町村 (虐待対応担当部署) の両方の関与がありが4例 (25.0%)であった。
- 要保護児童対策地域協議会 検討対象とされていた事例は4例 (25.0%)であった。

## 3. 重症事例 (13例・13人) の分析

- 重症となった子どもの年齢 「0歳」…10例・10人  
(月齢0か月児…3例・3人、3か月児…3例・3人、6ヶ月児…2例・2人)
- 虐待の類型 「身体的虐待」…11例・11人
- 直接の受傷要因 「頭部外傷」…6例・6人
- 主たる加害者 「実母」…8例・8人、「実父」…4例・4人
- 関係機関の関与 (重症の受傷以前) 児童相談所の関与ありは3例、市区町村 (虐待対応担当部署) の関与ありが2例であった。児童相談所と市区町村 (虐待対応担当部署) の両方の関与ありが1例であった。
- 要保護児童対策地域協議会 受傷前に対象とされていた事例は4例であった。(要保護児童が4例)
- 重症となった受傷後の対応状況
  - ・重症となった受傷後に医療機関へ入院した事例は10例・10人であった。  
このうち、入院の対応をした診療科は「小児科」が3例・3人と最も多かった。
  - ・医療機関へ入院した事例のうち、医療機関に一時保護委託をした事例は6例・6人であった。
  - ・受傷後に要保護児童対策地域協議会の対象とされた事例は10例であった。
  - ・調査時点で加害者と同居していない事例は6例であった。  
このうち、援助方針として「家族再統合」が2例であった。
  - ・検証の実施状況について、行政機関内部における検証を実施した事例は6例、第三者による検証を実施した事例は、2例であった。

# 第1次から第17次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

## 養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している  
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 予期しない妊娠/計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は  
予防接種が未接種である  
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、マタニティブルー等)  
知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年(10代)妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる
- 安全でない環境に子どもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している

## 生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している(させられている)
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

## 子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに虐待があった
- 子どもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す発言がある

## 援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生のリスクを認識及び同一の支援方針による対応ができていない
- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)における検討の対象事例になっていない
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄である
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていない
- 転居時に十分な引継ぎが行えていない
- 転居や家族関係の変化の把握ができていない
- ネグレクトの継続が事態の悪化だと捉えられていない
- 子どもの発言等をアセスメントや支援方針に活かせていない
- 継続的に支援している事例について、定期的なアセスメントが適切に行われていない

※ 子どもが低年齢・未就園である場合や離婚・未婚等によりひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときは、特に注意して対応する必要がある。

## 1 虐待の発生予防及び早期発見

## ① 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化

- ・妊婦やパートナーに対する妊娠・出産・避妊に関する情報提供
- ・予期しない妊娠や子育てに関する相談がしやすいSNS等の活用等も含めた相談支援体制整備の検討
- ・民間団体等と連携の上、母の生活圏における情報提供を可能とするアウトリーチ型支援等の展開
- ・若年者や外国人にも届きやすい妊娠・出産や経済的支援等に関する情報発信等、有効なアプローチ法の検討
- ・特定妊婦に対する市区町村母子保健担当部署等と、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した支援
- ・母子保健事業の一層の活用と促進、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」との連携強化

## ② 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施

## ③ きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援

## ④ 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応

- ・関係機関の精神疾患に関する理解促進による適切なアセスメントと支援
- ・精神保健福祉士や精神保健福祉担当部署の保健師などの専門職の活用
- ・医療機関との連携及び関係機関と協働した支援、関係機関間における具体的な対応方針の事前共有

## ⑤ 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発

## 2 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援

## ① 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化

- ・関係機関間で見守る場合の見守り内容及び方針の明確化など認識の統一の徹底
- ・要保護児童対策地域協議会等により共有した情報の適切な活用、役割分担の徹底
- ・民間の支援事業者の活用の拡大とその普及・啓発

## ② 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施

- ・援助の必要性等に関するアセスメント時の子どもの意見の聴取
- ・保護者支援プログラム活用の検討と適切な取組に向けた体制整備

## 3 要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園（校）情報に関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施

- ・転居・転園（校）前後の具体的な情報の共有、転居・転園（校）を確実に把握し、支援が継続できる仕組みづくり

## 4 母子生活支援施設入所中のリスクアセスメントと評価・支援

- ・児童相談所による積極的な関係機関への助言・情報提供
- ・児童相談所、市区町村、母子生活支援施設の連携と、各機関の情報やアセスメントを尊重しつつ統一された支援方針による対応

## 5 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理

## ① 多角的・客観的なアセスメントの実施

- ・関係機関の情報を統合した家族全体のアセスメントの実施
- ・子どもの意見の適切な聴取と意見を尊重した対応

## ② 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

## 6 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上

## ① 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化

- ・弁護士や医師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークを可能とする体制整備

## ② 適切な対応につなげるための相談技術の向上

- ・子ども虐待で対応すべき基本的な事項について適切な対応ができているか、改めて点検を実施
- ・各機関の役割を踏まえた研修の実施及び受講の推進

## 7 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

## ① 検証の積極的な実施

- ・支援者の振り返りによる適切な検証の実施
- ・子どもに虐待を行った者の思いの積極的な聴取と支援策への活用

## ② 検証結果の虐待対応への活用

# 児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。  
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

### 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

### 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

### 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

### 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

### 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）